

知って安心年金のはなし

平成18年度学生納付特例の申請について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

平成18年度の学生納付特例（保険料の猶予）を希望する方は、市役所国保年金課（伊奈庁舎）で申請してください。承認期間は、平成18年4月から平成19年3月までとなります。

●申請に必要なもの

年金手帳・印かん・在学証明書または学生証（有効期限内に注意）



☆学生納付特例申請の際の注意点☆

- 学生納付特例の申請は、年度ごとに必要です。
- 学生本人の所得（17年中所得）が、
〔118万円＋（扶養親族などの数×38万円）＋社会保険料控除など〕
以下の方が対象になります。
- 修業年限が1年未満や海外の学校など該当しない学校があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映しません。
- 10年以内に追納をすれば、年金額に反映します。ただし、2年を過ぎると加算金がつきます。
- 申請をすると、承認または却下の通知が社会保険事務所から郵送されます。申請中は、納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

平成18年4月から年金制度改正のお知らせについて

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は月額1万3千860円です。

平成18年度の年金額は前年度より0.3%引き下げとなります。満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月及び5月分）から年金額が変更となります。

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

国保年金課からのお知らせ

今月号の広報に、「国保加入者の人間ドックのお知らせ、脳ドックのお知らせ」のチラシが折り込んであります。

希望者は申請書を提出してください。

◆問い合わせ先

市役所伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111（内線1181～1187）

◆問い合わせ先

- 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
- ねんきんダイヤル（一般の年金相談用） ☎ 0570-05-1165
- ねんきんダイヤル（年金受給者用） ☎ 0570-07-1165
- 土浦社会保険事務所 ☎ 029-822-3940
- 市役所伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58-2111（内線1181～1187）